

## 令和4年度自動車騒音常時監視結果

騒音規制法第18条の規定に基づき、自動車騒音常時監視調査を実施いたしました。令和4年度は、以下の市内主要道路2区間の沿道における騒音の状況を調査し、騒音に係る環境基準の達成状況について明らかにするため評価を行いました。

調査日時：令和5年1月25日12時 から 令和5年1月26日12時 まで

調査地域の類型：B地域

整理番号	路線名	道路交通センサ番号	区間延長(km)	等価騒音レベル(dB)				面的評価結果			
				道路近傍(近接空間)		背後地(非近接空間)		評価対象戸数(戸)	環境基準達成率(%)		
				昼間(6~22時)	夜間(22~6時)	昼間(6~22時)	夜間(22~6時)		昼夜とも(24時間)	昼間のみ(6~22時)	夜間のみ(22~6時)
1	上宮田金田三崎港線	62410	6.0	66	60	40	38	468	100	0	0
2	上宮田金田三崎港線	62420	5.1	58	50	43	35	290	100	0	0

※等価騒音レベルとは、測定時間内の騒音レベルのエネルギーを時間平均したものです。

※面的評価とは、評価範囲(道路端から50mの範囲)に立地する住居等を対象に、実測値及び推計を用いて、環境基準の達成率で評価する手法です。

### ●環境基準

	類型	幹線道路	A地域	B・C地域
近接空間	昼間(6時~22時)	70dB以下	-	-
	夜間(22時~6時)	65dB以下	-	-
非近接空間	昼間(6時~22時)	-	60dB以下	65dB以下
	夜間(22時~6時)	-	55dB以下	60dB以下

※「幹線道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(4車線以上の区間に限る)をいいます。

※「近接空間」とは、2車線以下の車線を有する幹線道路の場合は道路端から15m、2車線を越える車線を有する幹線道路の場合は道路端から20mの空間をいいます。

※「非近接空間」とは、評価対象の50mの範囲から近接空間を除いた空間をいいます。

### ●地域類型

地域の類型	用途地域
A地域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
B地域	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、その他の地域
C地域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

